

第5回神戸市放課後児童クラブ基準検討会 議事要旨

日時：平成26年8月28日（木）10時～

場所：神戸市役所1号館12階1121会議室

（1）開会

○委員出欠確認

（2）委員意見

○対象児童について

- ・これまでの意見の中で、卒業する子を中心に段階的に受け入れてはどうかという意見があった。高学年を受け入れることによって、多くの施設が過密になる。段階的な受け入れをどのように、ガイドラインに示していくのか。

→児童福祉法の改正により、事業の対象範囲が全学年になるが、各クラブの受入を義務化したものではないと国は言っている。ただし、子ども・子育て支援法では、ニーズ量に対して必要な確保方策について、事業計画を定めてなければならないとなっている。本市においても、子ども・子育て支援事業計画（平成27年から5カ年）の中で、高学年受入れの考え方をあわせて記載することにより、高学年受入れが進むようにしていきたいと考えている。

ガイドラインでは、対象児童の明確化にとどめ、事業計画で、高学年受入れの考え方を示していきたい。

○従事する者の資格について

- ・将来的には学童保育指導員の公的な資格を確立していただきたい。省令の「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業」には違和感がある。研修等ともかかわってくるが、様々な知識、経験等が必要である。補助員も熱意と意欲があると

ということで、資格取得を将来的に目指すと入れているが、資格を持った人が子どもを見ることが望ましい。そういう方向で進めていただきたい。

→資格を持っており都道府県の研修を受けた人が支援員になることになっており、都道府県が実施する研修の内容について、国では具体的に今検討が進められているところである。

8月1日の資料では、「放課後児童クラブの理解」「子供の発達等についての基礎知識」「放課後児童クラブにおける子供保護者支援のあり方」「放課後児童クラブにおける安全・安心の対応」「放課後児童支援員として求められる役割・機能」といった16科目24時間程度の研修案が示されている。一定の資格を持っている方の一部科目の免除などの意見がでていいる。また、研修終了後、修了証が交付される仕組みが示されている。今後、情報収集に努めていく。

○配置基準について

・肢体不自由や知的、情緒障害などの子どもたちは、特別支援学級で学ぶことになっているが、普通学級に在籍している配慮が必要な子どもたちへの指導に苦慮している。

話が聞けない、立ち歩く、廊下を走り回る、暴言を吐くといった子どもたちがいる。文科省の統計によれば、一クラス当たり大体5.2%ぐらい(2、3人)いるということだが、神戸市の平成25年度調査によれば、9.1%ぐらい(3、4人)いるということである。実際には私の校区の児童館でも、特別支援学級に在籍してないが、配慮の必要な子どもたちがやんちゃで指導に困り感があるため、担任がいつも行って情報交換しながらやっている。障害のある児童と限定せず、障害のある児童及びその他配慮の必要な児童など、もう少し幅があればなおよい。

→基本的には、自力で来館し、身の整理ができる児童を受け入れている。手帳を持っている場合等に運営費の加算をしている。

ただし、発達障がいの疑いがある場合、判定を受けることについて保護者の理解を得るのが難しい場合もあると学童保育関係者から聞いており、委員のご意見を踏まえ検討していきたい。

○対象児童の規模、支援の単位について

- ・人数が多い場合の安全面の配慮はよくわかるが、実際の運営でどういう形で考えていけばいいのか、わかりにくい。

→これまでは国では70人を超えれば分割する方向性が出されていた。全国的にも大規模クラブが増えている中で、分割を基本とするが、複数の支援の単位が存在する場合には、支援の単位40人ごとに指導員2名以上を配置する。一つの支援の単位は、職員配置上の考え方であると示している。

ただし、大規模になるとトラブルも増えてくるので、そういった面での配慮が必要であると考えている。

- ・児童の数は、平均利用人数であるが、その日来ている子どもだけを見るというものではない。欠席の連絡もなく来てない場合は連絡とり、どこに行っているのか探している。そういうことも含め、登録人数で考えなければならない。

また、利用人数では、大規模な学童保育を容認するとも受け取れる。そういう姿勢が必要である。

→学童保育は習い事や子どもの発達状況等に応じて、週のうち何日か利用しないということができるため平均利用人数としている。

国では登録時の利用希望による平均利用人数の考え方を示しているが、神戸市では確認していない。

そのため、本市では平均利用人数は、過去の利用実態を踏まえ、登録人数の8割でどうかと考えている。

- ・行事の日は、10割近い子どもたちが来る。そういうときこそ安全管理が必要にな

ってくる。8割を目安とすると、現場としてはしんどい。児童館には一般来館児童が多いところもある。児童館の実態として、もう一度検討していただきたい。

→児童の数は、面積基準にも関連してくる。現状では、1人当たり面積を算出する時、登録人数の8割としている。

- ・運営費も平均利用人数で考えるのか。児童館は、登録人数でとらえており、8割にするとランクが下がる。

登録児童数では、面積基準を満たさない民間学童が出てくる。そうしたときに、面積を増やすことは可能なのか。児童館も同様に、定員つくらなければいけない。平均利用人数であれば、塾へ行ったり、休む子どももいるので、クリアできる。

→運営費は、現在、登録人数でやっている。この点について、変更は考えていない。登録人数で委託料や助成金を考えていきたい。

8割については、実態が変わってくれば、当然見直しする必要があると考えている。

- ・施設によって状況は違うので、一律に考えなくてもよいのか。

→みなしで8割である。実際にもっと少ないのであれば、施設で1人あたり面積を満たしているとの説明責任を果たしていただくことになる。

- ・現状で、条例基準を満たさないところがあるのかどうか。場合によっては経過措置が必要になってくる。倉敷市では、経過措置を入れている。

→民間学童は、40施設ある。登録人数の8割であれば、1施設だけ下回るおそれがあるが、おおむね民設は満たしている。

公設についても、登録人数8割であれば、おおむね基準をクリアできる。ただし、一部足りないところがあるので、現在整備、あるいは放課後の利用等の取り組みを進めている。全体としてはおおむねの範囲で対応できると見込んでおり、経過措置を設けずに進めていく。

○確保するスペースの専用区画について

- ・省令では「専用区画の設備・備品等は開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とあるので、原則として専用の施設や備品を備えることで、その他の事業と一緒にやる場合もあるという理解でよいのではないか。

→基本的には、専用区画は遊び及び生活の場としての機能を備えた区画とされ、「利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない」というただし書きがある。

基本は、専用の区画を設けるということであるが、利用者の支援に支障がない場合、例えば、放課後子供教室などと一緒に遊ぶ場合もあり、必ずしも専用ではないという考え方をガイドラインの中に書いてはどうかと考えている。

- ・基本的に専用でないといけない。放課後子供教室と一緒にしてもいいとにならないようにしていただきたい。専用区画が原則であることを強調していただきたい。

○放課後子供教室の連携（放課後こどもひろば）に関して

- ・学童保育は、生活の場であり固有の役割がある。放課後子供教室は全ての児童の放課後の居場所づくりである。役割が違う。それぞれの事業がきちっとあるという前提に立って、連携を図るように進めていただきたい。
- ・学校も積極的に活用し、連携を図りながら進めていくという方針であるが、学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化をきちんと図っていただきたい。
- ・放課後児童の待機児童が増えることを想定した対策である。今、放課後児童健全育成事業の基準に見合うものをどんどんつくっていくのは、多分難しいことを想定し、放課後子供教室のほうがつくりやすいことを踏まえた対策である。一つ注意しておかなければいけないのは、子どもの生活の場をどう保障していくのか検討しているにもかかわらず、場合によっては、基準がなし崩しになっていく可能性があり、危惧している。子どもの放課後の生活をどう保証していくか一番大事な

ところを見失わないように、この基準を下回るようなことのないように、一体化に向けて取り組んでいただきたい。

○運営規定の保護者が支払うべき額について

- ・ 前は、公設が無料であったときに、今後利用料をどうするという議論の中でつくられた。状況が変わっていることは理解するが、家庭の事情が厳しいところや一人親家庭もかなり増えている。減免制度を設けるなど、配慮する必要があると明記していただきたい。また、公的な援助をいただきたい。

→現状の減免制度として、公設では、生活保護世帯は利用料免除であり、一人親の家庭は一定収入を勘案して利用料を減免している。

民設では、独自の努力の中で実施していただいている。

○児童への育成・支援内容について

- ・ 指導や支援については、指導員や保護者の中でもいろんな意見がある。指導員は多岐にわたる内容の仕事をしていることを踏まえ、指導員の位置づけをきっちりとしていただきたい。
- ・ ウの文言が気になる。「児童館では自主的に学習する習慣を身につけられるように支援する」でいいのではないか。特に親御さんには、学習指導してほしいなどという意見もあるが、児童館は学習指導をするところではないということを、明確にしていきたい。
- ・ 左側に「事業者は利用者の国籍、信条または社会的身分によって差別的取り扱いをしてはならない」と「虐待防止」が書かれている。ガイドラインでは、どこかに触れられているのか、すごく重要なことである。支援者が、虐待や暴力といったことを起こす可能性もある。

→省令の中に記載されており、ガイドラインの中で記載をした項目はない。ガイドラ

インは、目指すべき方向であり、具体的な取り組みの指針となるようなものと考えている。現時点でガイドラインの中に盛り込むことは考えていない。

○その他の意見

- ・スタッフを雇う側とすれば、資格などに見合った賃金を払っていかないと、指導員は残ってくれない。資格をとる費用はどうなるのか。

指導員は、健康診断を受けなければならない。また、費用は事業者が請け負うことになっている。この費用はどこから出てくるのか。働く側の給与面について、ガイドラインには一切あがってこない。基準に従って指導員を指導していく研修費用も財源はどうするのか。国の方向性があれば教えていただきたい。

→処遇改善については、子ども・子育て関連3法ができたときに、検討項目として附則の中に盛り込まれた。

子ども・子育て支援事業の関連経費として、全体で1兆1,000億を国は見込んでいる。うち7,000億は消費税を引き上げた財源をあてることが、決められている。残りの財源確保は、今のところ示されていない。

国の資料によれば、学童保育の量・質の改善のためには、7,000億のうち500億ぐらいである。補助制度の中で、研修費など一定財政的なものは示されてくると思うが、十分に見きわめた上で、少しでも学童保育の質と量の確保につながるようにしていきたいと考えている。

- ・難しいのはわかるが、努力はしていただきたい。研修を受けさせても、やめられると大変である。学童保育では、長期雇用ができない。保育所や幼稚園では、年齢加算であり給与上がっていく。学童保育には、指導員を長く雇うための加算が一切ない。事業者がどれだけ苦勞しているか訴えたい。

また、障害のある児童とまでもいかなくても、配慮の必要な児童がいっぱいいる。しかし、加算がついても、指導員を雇えない。その子どもを見ることのできる力

のある人を雇おうと思うと、短時間だけ雇うのは大変なところである。子ども・子育て会議では、学童へ目を向いてくれない。

努力はしていただいているが、こういう会議で出していないといけない。

指導員は、朝から来ているが、昼からしかやってないという世間の見方である。補助金にもカウントされていない。社会保障も全く考えられていない。しかし、維持するために保護者負担は高い。

指導員を長期雇用するからこそ、子どもが長い目で見られる。中高へ行ったときも、何かあったとき、見てきた指導員が声かけると、話を一応聞く。地域で見るとはとっても大事で、長い目で見ることが大事だ。

長期雇用できるようにするために、生活、結婚、子育てがある、ぜひそこを忘れないようにしてほしい。

- ・ 処遇改善は、当然認識を持っており、場所の確保を含めて、予算に向けて議論をしている。

言い訳になるかもしれないが、国の制度はあるが、学童は十分に補助金もらえてない状況である。8月の国の説明会でも、予算についての説明はなく、国の姿勢も見えてこない。

開所時間が変則的な中で、処遇条件をどう改善していくのか、現場の声も十分聴きかなければいけないし、皆さんからも国に向けても声を届けていただきたい。もちろん神戸市からも要望はしていく。今後、皆さんと一緒に考えていきたいと思っている。

- ・ 4年生の受け入れをすると、今の過密施設はどうなるのか。まずは安全・安心な放課後児童クラブを考えていただきたい。4年生以上の配慮が必要な子どもについては、今も受け入れている。まずは、4年生以上の受け入れよりも、過密、大規模解消に目を向けていただきたい。

7時延長は、国の方針に基づいたガイドラインも必要であるが、親御さんがいか

に家庭に早く帰れる状況をつくるか。

4年生以上を受け入れることで縦のつながりができるメリットもよくわかるが、もっと子ども自身の危機回避能力を身につけたり、安全な地域をつくるなど、放課後児童クラブに所属してなくても、安心して子どもたちが放課後を過ごせるような状況をつくる必要がある。

また、放課後子ども総合プランよりも放課後児童クラブのことを、先行して考えていただきたい。

- ・学童保育事業では、一番の要が指導員である。経験や知識が必要な仕事であり、人材確保は非常に難しい。経験加算や年齢加算もできない。ましてパートの方を雇うにも、最低賃金にちょっとプラスしたぐらいの状況である。この現状を変えていかないと、全体的な学童保育はよくなる。長く続けていただくことで、子どもたちの安心・安全につながる。地域とのつながり場合にも、学校や地域の団体との連携についても、指導員が中心になることができる
- 予算の整備を市にもお願いしたいし、国にも働きかけをしていただきたい。ボランティアの熱意だけでは進まない。処遇改善について、市として取り組んでいただきたい。

(3) 閉会